

大気関係資料

□（大気）－ 1 一般環境観測局（伏木局）の年平均値の推移

年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
項目											
二酸化硫黄	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質	(mg/m ³)	0.020	0.019	0.020	0.020	0.018	0.019	0.021	0.011	0.011	0.010
微小粒子状物質 (PM2.5)	(μg/m ³)	13.1	11.6	10.5	10.7	9.6	9.4	9.1	7.9	7.4	7.5
二酸化窒素	(ppm)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
光化学オキシダント	(ppm)	0.038	0.038	0.038	0.037	0.036	0.035	0.037	0.037	0.039	0.036

□（大気）－ 2 二酸化硫黄測定結果（常時観測局における月間値）

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間 (時間)	714	739	715	737	739	715	738	715	737	739	667	739	8,694
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.005	0.002	0.002	0.006	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.005	0.004	0.006
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002

□（大気）－ 3 浮遊粒子状物質測定結果（常時観測局における月間値）

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	28	31	363
	測定時間 (時間)	719	743	718	743	743	719	743	719	715	743	671	743	8,719
	月平均値 (mg/m ³)	0.016	0.009	0.014	0.011	0.013	0.013	0.010	0.008	0.005	0.006	0.008	0.012	0.010
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.093	0.038	0.064	0.037	0.035	0.044	0.045	0.052	0.020	0.026	0.023	0.060	0.093
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.059	0.015	0.031	0.022	0.023	0.022	0.018	0.018	0.012	0.014	0.018	0.033	0.059

大気関係資料

□（大気）－ 4 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果（常時観測局における月間値）

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	29	31	28	31	363
	測定時間	(時間)	719	743	719	743	743	719	743	719	714	740	671	743	8,716
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.7	7.6	9.2	6.6	6.4	6.4	5.8	7.0	4.9	6.3	7.6	10.9	7.5
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	29.2	12.0	16.9	13.0	13.0	11.8	8.7	14.6	11.5	16.3	20.4	27.2	29.2
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□（大気）－ 5 二酸化窒素測定結果（常時観測局における月間値）

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	(時間)	707	738	715	738	738	716	735	714	738	738	668	740	8,685
	月平均値	(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004	0.003
	1時間値の最高値	(ppm)	0.018	0.013	0.012	0.011	0.013	0.014	0.041	0.019	0.019	0.034	0.026	0.020	0.041
	日平均値の最高値	(ppm)	0.007	0.005	0.005	0.004	0.006	0.005	0.007	0.006	0.008	0.012	0.014	0.008	0.014
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□（大気）－ 6 光化学オキシダント測定結果（常時観測局における月間値）

項目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
伏木	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	(時間)	444	464	447	465	462	450	462	450	462	465	420	462	5,453
	1時間値の月平均値	(ppm)	0.048	0.047	0.049	0.031	0.030	0.036	0.034	0.034	0.032	0.034	0.038	0.046	0.038
	1時間値が0.06ppmを超えた日数	(日)	12	8	16	1	0	2	0	0	0	0	1	8	48
	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間)	43	40	87	5	0	6	0	0	0	0	4	63	248
	1時間値が0.12ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.070	0.078	0.078	0.066	0.057	0.063	0.055	0.050	0.051	0.057	0.063	0.086	0.086
	日最高1時間値の月平均値	(ppm)	0.058	0.056	0.061	0.039	0.040	0.046	0.045	0.042	0.040	0.042	0.046	0.056	0.048

口（大気）－7 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	達 成 期 間	測 定 方 法	告 示 年 月 日
二酸化硫黄	1 時間値の1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。	維持され、又は原則として、15年以内において達成されるよう努めるものとする。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年環告25 改正昭和48年環告35 改正平成 8 年環告73
一酸化炭素	1 時間値の1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の8 時間平均値が20ppm以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	非分散型赤外線分析計を用いる方法	昭和48年環告25
浮遊粒子状物質	1 時間値の1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係が有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	昭和48年環告25 改正昭和56年環告47
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。	同上	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和48年環告25 改正平成 8 年環告73
二酸化窒素	1 時間値の1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	① 1 時間値の1 日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1 時間値の1 日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 ② 1 時間値の1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る必要のないよう努めるものとする。 ③ 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の他、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年環告38 改正平成 8 年環告74
ベンゼン	1 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来において人の健康に係る被害が未然に防止されるように努めることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年環告4
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成 9 年環告4
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成 9 年環告4
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成13年環告30
微小粒子状物質	1 時間値の1 年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が35µg/m ³ 以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年環告33
ダイオキシン類	1年間の平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	① 環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ② 環境基準が現に達成されている地域又は環境基準が達成された地域にあっては、その維持に努めること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年環告68

注 ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づくもの。

□（大気）－8 緊急時の発令基準

対 象 物 質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値が 0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

□（大気）－9 雨水のpHの年度別推移

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
最 大 値	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.2	6.2	5.9
最 小 値	4.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.3	4.2	3.9	3.5	3.8
平 均 値	5.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1	4.9	4.7

注 平均値は降雨量を加味した加重平均値である。

□（大気）－10 雨水中のイオン成分沈着量調査結果（令和5年度）

単位：meq/m²/年

項 目	SO ₄ ²⁻	nss・ SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	H ⁺	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
県内測定値 （富山県・環境科学 センター）	65	37	37	278	24	35	25	55	6.2	233

注 nss-SO₄²⁻（nssとはnon sea saltの略）は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン沈着量を表す。

資料出典：富山県令和6年版環境白書 イオン成分沈着量調査結果（令和5年度）より

□（大気）－11 令和5年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果

環 境 媒 体	地点数	環境基準 超過地点	平 均 値	濃 度 範 囲
大 気	521	0	0.013 pg-TEQ/m ³	0.0025～0.13 pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	1,304	25	0.18 pg-TEQ/L	0.0081～2.9 pg-TEQ/L
公共用水域底質	1,078	2	5.6 pg-TEQ/g	0.0092～410 pg-TEQ/g
地 下 水 水 質	456	0	0.044 pg-TEQ/L	0.00052～0.94 pg-TEQ/L
土 壌	683	0	2.6 pg-TEQ/g	0～140 pg-TEQ/g

（環境省全国調査）

□（大気）－12 ダイオキシン類の環境基準等

項 目		内 容	基 準 値
耐容一日摂取量(TDI)		人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量	4pg-TEQ/kg体重/日
環境基準	大 気	人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準	0.6 pg-TEQ/m ³
	水 質		1 pg-TEQ/L
	底 質		150 pg-TEQ/g
	土 壌		1,000pg-TEQ/g

注 土壌汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準(調査基準)：250pg-TEQ/g